

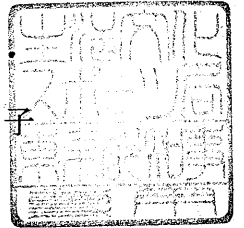


5 生私行第 4 9 号
東京都私立学校審議会

私立学校法（昭和24年法律第270号）第8条第1項（同法第64条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、下記事案について貴審議会の意見を求める。

令和5年4月17日

東京都知事 小池 百合子



記

- 1 新宿情報ビジネス専門学校の廃止認可について（中野区）
- 2 おおや幼稚園の設置者変更及び収容定員に係る園則変更認可について（新宿区）
- 3 東光幼稚園の収容定員に係る園則変更認可について（葛飾区）
- 4 江戸川こざくら幼稚園の廃止認可について（江戸川区）

令和5年4月17日

令和5年度第1回東京都私立学校審議会（第825回）議案

【今回諮問】

〔専修各種学校関係〕

学校廃止

議案第1号 新宿情報ビジネス専門学校の廃止認可について（中野区）

〔幼稚園関係〕

設置者変更・園則変更

議案第2号 おおや幼稚園の設置者変更及び収容定員に係る園則変更認可について（新宿区）

園則変更

議案第3号 東光幼稚園の収容定員に係る園則変更認可について（葛飾区）

学校廃止

議案第4号 江戸川こざくら幼稚園の廃止認可について（江戸川区）

議案第1号

新宿情報ビジネス専門学校廃止要項

1 学校の名称	新宿情報ビジネス専門学校
2 位置	中野区中野五丁目15番2号 電話03(5380)0777
3 廃止の時期	令和 年 月 日 (認可のあった日)
4 廃止の理由	入学者数の減少により、学校の運営継続が困難となったため。
5 設置者名	佐古田 正道
6 校長名	佐古田 正道
7 生徒の処置	令和4年度末をもって卒業
8 教職員の処置	令和4年度末をもって退職
9 指導要録等の保管方法	中野区が保管する。
10 資産の処置	1 校地 設置者において処置する。 2 校舎 設置者において処置する。 3 教具校具等 設置者において処置する。
備考	1 校地 総面積 276㎡ 2 校舎 総面積 485㎡ 3 総定員 200名 (情報ビジネス専門課程 200名) 4 学校設置認可年月日 平成4年5月30日 (中野区)

議案第2号

おおや幼稚園設置者変更及び収容定員に係る園則変更要項

1 学校の目的	この幼稚園は、学校教育法第22条、及び第23条にしたがって、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。			
2 学校の名称	おおや幼稚園			
3 位 置	新宿区高田馬場2丁目18番8号			
4 変更の時期	令和 年 月 日（認可のあった日）			
5 変更の理由	旧設置者の死亡に伴い、新設置者が引き継ぎ、設置者を変更するとともに、地域の需要に応えるため、収容定員を変更する。			
6 設置者名	(新) <u>大矢 和宏</u>			
	(旧) <u>大矢 晋吾</u>			
7 園 長 名	大矢 路子			
8 収容定員及び学級編成等	[変更後] (定員) <u>140名</u> (学級数) <u>4学級</u> (保育年限) 1年、2年 3年及び4年未満	区 分	変 更 前	変 更 後
			学級数	定員数
		満3歳児	<u>0</u>	<u>0</u>
		3歳児	<u>1</u>	<u>15</u>
		4歳児	<u>1</u>	<u>15</u>
		5歳児	<u>1</u>	<u>10</u>
		計	<u>3</u>	<u>40</u>
9 経費の見積り及び維持方法	保育料、入園料、補助金等をもって維持経営する。ただし、不足を生じた場合は、設置者の負担とする。			
10 備 考	(1) 園 地 総面積 756.21㎡			
	(2) 園 舎 総面積 545.57㎡ (構造：鉄骨造陸屋根3階建)			
	(3) 運 動 場 面積 480.74㎡			
	(4) 教職員組織			
基 準	園 長 (専任) 1名	副 園 長 (兼任) 1名		
1 園舎総面積 520㎡	教 諭 (専任) 10名	その他職員 (兼任) 11名		
2 運動場面積 480㎡	事務職員 (専任) 1名	園 医 (兼任) 1名		
3 教諭数 4名	園歯科医 (兼任) 1名	園薬剤師 (兼任) 1名	合計27名	
	(5) 設置認可年月日 昭和28年8月10日			

議案第3号

東光幼稚園の収容定員に係る園則変更要項

1 学校の名称	東光幼稚園																																					
2 位 置	葛飾区お花茶屋一丁目2番15号																																					
3 変更の時期	令和 年 月 日 (認可のあった日)																																					
4 変更の理由	実員に合わせて収容定員を変更する。																																					
5 設置者名	学校法人東光学園 (葛飾区お花茶屋一丁目2番15号) 理事長 増山 明子																																					
6 園 長 名	増山 幸子																																					
7 収容定員及び学級編制等	[変更後] (定員) 70名 (学級数) 4学級 (保育年限) 1年、2年 3年及び 4年未満	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">変 更 前</th> <th colspan="2">変 更 後</th> </tr> <tr> <th>学級数</th> <th>定員数</th> <th>学級数</th> <th>定員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>満3歳児</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>1</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>3歳児</td> <td>2</td> <td>40</td> <td>1</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>4歳児</td> <td>2</td> <td>42</td> <td>1</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>5歳児</td> <td>2</td> <td>42</td> <td>1</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>7</td> <td>130</td> <td>4</td> <td>70</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	変 更 前		変 更 後		学級数	定員数	学級数	定員数	満3歳児	1	6	1	6	3歳児	2	40	1	21	4歳児	2	42	1	21	5歳児	2	42	1	22	計	7	130	4	70		
区 分	変 更 前			変 更 後																																		
	学級数	定員数	学級数	定員数																																		
満3歳児	1	6	1	6																																		
3歳児	2	40	1	21																																		
4歳児	2	42	1	21																																		
5歳児	2	42	1	22																																		
計	7	130	4	70																																		
8 園 地	変 更 前		変 更 後																																			
基 準 運動場 360㎡	総面積 970.45㎡ (内訳) 園舎敷地 349.18㎡ 運動場 376.82㎡ その他 244.45㎡	同左																																				
9 園 舎	変 更 前		変 更 後																																			
基 準 総面積 320㎡	総面積 722.82㎡ (内訳) 保育室 4室 211.68㎡ 遊戯室 1室 112.39㎡ 職員室 (保健室兼) 17.90㎡ 便 所 33.81㎡ その他 347.04㎡	同左																																				
10 教職員組織	変 更 前		変 更 後																																			
基 準 教諭数 4名	園 長 (専任) 1名 副 園 長 (専任) 1名 教 諭 (専任) 7名 事務職員 (専任) 1名 事務職員 (兼任) 1名 その他職員 (兼任) 1名 園 医 (兼任) 1名 園 歯 科 医 (兼任) 1名 園 薬 剤 師 (兼任) 1名 合計 15名	同左																																				
11 備 考	設置認可年月日 昭和43年7月20日																																					

議案第4号

江戸川こざくら幼稚園廃止要項

1 学校の名称	江戸川こざくら幼稚園
2 位 置	江戸川区東松本一丁目10番15号
3 廃止の時期	令和 年 月 日 (認可のあった日)
4 廃止の理由	園児減少及び園舎老朽化により、運営継続が困難になったため
5 設置者名	望月 和男
6 園 長 名	望月 和男
7 園 児 の 処 置	令和4年度末をもって全員卒園
8 教職員の処置	令和4年度末をもって全員退職
9 指導要録等の引継方法	江戸川区に引き継ぐ
10 資産の処置	(1) 園 地 所有者において処置 (2) 園 舎 所有者において処置 (3) 園具・教具等 所有者において処置
11 備 考	(1) 園 地 総面積 1,046.72㎡ (2) 園 舎 総面積 714.21㎡ (3) 収 容 定 員 160名 (4) 設置認可年月日 昭和42年1月20日